

【研究ノート】

『二國志』に見えたる「清」について

加藤 徹（地歴公民科）

はじめに

丁斐は曹操に従つていたが、曹操は丁斐が同郷人であるために特に目を掛けていた。丁斐は金錢を好むたちで、しばしば賄賂を求めては法を犯していた。だが、その度に許されていた。：曹操は笑つて、側近連中に振り返つて言つた。「丞相東曹掾の毛玠はこいつを告発して、私に厳しく処罰させたがっている。私は、こいつが『清』な人間でないことを知らぬ訳ではない。ちゃんとした理由があるのだ。私が丁斐を必要とするのは、たとえてみるならば、盜みを働いてしまうが鼠を捕るのが上手な犬が家にいるようなもので、少々損はするが、私の袋の中身は守つてくれる、そんなものなのだ。」⁽¹⁾

一 先行研究紹介

魏晋南北朝時代の貴族制を如何に理解するか、ということとは一九七〇年代をピークとする所謂時代区分論争の最中に、盛んに議論された。そのため、議論の蓄積は膨大にある。六朝貴族の淵源を漢末から西晋にかけての名士⁽³⁾に求めることから、この時期に史料に頻出する「清」についての研究も同様である。

「清」に関して、本格的に言及したのは上田一九七〇である。上田の論文は清官の由来を探ることに主眼があるが、「清」の意義についても言及しており、「清」を「当然あくせくと『産業を經營する』ようなことはしない。：余財が少しでもあ

る。だが、曹操も認めるように、漢末にはいよいよ「清」なる要素は君主にとつても無視し得ない要素になつていたのでもある。私は先年、後漢の前期から中期にかけての「清」について警観した⁽²⁾が、本稿では漢末から三国にかけての「清」について見てみようと思う。

れば、惜しむことなく一族あるいは郷里の孤寡（孤児や未「人」）に分配してしまつ」⁽⁴⁾として、夏侯惇・王基・華歆などの事例を引用しているのは卓見であった。

上田の研究を基礎として、清そのものの意義について掘り下げたのが渡辺一九九四bである。渡辺は、清儉・清白・清素・清約などと評価される士大夫層の行動の中でも、特に俸禄・賞賜の散施、産業を經營しないこと、家に余財がないこと—特に重要なのは前者の三つの形態が頻出することに着目した。そこで隋唐期までの史料を悉皆した上で、農業が荒廃した漢末三国期に清的観念が確立したとし、その要因として農商の対立が深刻化していたこと、そのような対立を收拾するのが官僚では相応しくないこと、を挙げる。

この二つの研究とは視点が異なるが、岡村一九六〇も漢末の「清」を扱う上では指摘しておきたい。岡村の研究主眼は漢末における人物評論にあるのだが、その中で対象人物の人柄を評価する場合に最もよく現れる形容が「雅」と「清」であり、「雅」は「高潔で奥床しさのある洗練された人格美を指す」⁽⁵⁾

「清」は「貪欲・驕奢・干禄などいわば世俗的欲望に正に対立する概念」⁽⁶⁾とする。ただ、「清」には「依怙地とか偏狭」⁽⁷⁾という欠点もあると指摘している。

これから取り上げる後漢末から三国時代にかけての「清」については、以上三点の先行研究でほぼ言い尽くされている。ただ、私は前稿で後漢前期には「清」なる概念が確立していないしたこと、中期に頻発する自然災害に対応する形で「清」が徐々に浸透していくことを指摘した。その後の「清」の変遷を見るべく、漢末から三国にかけての「清」について、屋上屋を架すことを「寛知賜りたい。

一 史料上に見える「清」

先ず、前稿と同様に、ここでは『三國志』に見える人物のかで、「清」に認定された理由が明確な人間を挙げてみることにしよう。（掲載順は史料中に現れる順番。なお裴注に引かれる様々な史料で「清」とされた人物も多いが、生没年、或いは活躍したのが西晋以降の人間は省いた。人名が斜体になつてい

るのは、渡辺一九九四bに指摘がある人物である)

夏侯惇（沛国譙）

惇雖在軍旅、親迎師受業。性清儉、有余財輒以分施、不足資之於官、不治產業。⁽¹²⁾

裴潛（河東郡聞亭）

『傳子』曰「(傳) 翼字公悌、瓊偉博達、有知人鑒。」
翼任荊州、目廉統爲半英雄、證裴潛終以清行顯。⁽⁸⁾

李豐（馮翊郡馮翊東）

『魏略』曰「始潛自感所生微賤、無舅氏。又為父所不禮、即折節仕進、雖多所更歷、清省豁然。每之官、不將妻子、妻子貧乏、織黎芷以自供。」⁽⁹⁾

高順
『英雄記』曰「順為人清白有威嚴、不飲酒、不受餉。
遺」⁽¹⁰⁾

荀彧（潁川郡潁陰）

荀彧（潁川郡潁陰）

或及攸並貴重、皆謙沖節儉、祿賜散之宗族知舊、家無餘財。評曰荀彧清秀通雅、有王佐之風。⁽¹⁴⁾

劉虞（東海郡郯）

『魏書』曰「虞在幽州、清靜儉約、以禮義化民。靈帝時、南宮災、吏遷補州郡者、皆責助治宮錢、或一千萬、或二千萬、富者以私財辦、或發民錢以備之、貧而清慎者、無以充調、或至自殺。靈帝以虞清貧、特不使出錢。」⁽¹¹⁾

袁渙（陳郡扶樂）

前後得賜甚多、皆散尽之、家無所儲、終不問產業、然時

人服其清。⁽¹⁵⁾

公素履。⁽¹⁶⁾

王脩（北海郡營陵）

（孔）融答曰「豫清身絜」，歷試諸難，謀而鮮過，惠訓不倦。⁽¹⁶⁾

及破南皮，閱脩家，穀不滿十斛，有書數百卷。太祖歎曰「士不妄有名」。⁽¹⁷⁾

管寧（北海郡朱虛）

正始二年，太僕陶丘一、永寧衛尉孟觀、侍中孫邕、中書侍郎王基薦寧曰「寧清高恬泊，擬跡前軌，德行卓絕，海內無偶」。⁽¹⁸⁾

每所居姻親、知旧、鄰里有困窮者，家儲雖不盈擔石，必分以贍救之。⁽¹⁹⁾

毛玠（陳留郡平丘）

少為縣吏，以清公稱。玠居顯位，常布衣蔬食，撫育孤兄子甚篤，賞賜以振施貧族，家無所餘。評曰：毛玠清

鮑勣（泰山郡平陽）

『魏書』曰「勣清白有高節，知名於世」。⁽²⁰⁾

勣內行既脩，廉而能施，死之日，家無餘財。⁽²¹⁾

華歆（平原郡高唐）

歆素清貧，祿賜以振施親戚故人，家無擔石之儲。⁽²²⁾

華歆清純德素。⁽²³⁾

孟康（安平郡）

康字公休，安平人。黃初中，以於鄴后有外屬，并受九親賜挾，遂轉爲散騎侍郎。⁽²⁴⁾康到官，清已奉職，嘉善而矜不能。⁽²⁵⁾又不欲煩損吏民，常豫敕吏卒，行各持鍊，所在自刈馬草，不止亭傳，露宿樹下，又所從常不過十餘人。⁽²⁶⁾

鄭津（河南郡開封）

渾清素在公，妻子不免於飢寒。⁽²⁵⁾

常林（河內郡溫）

時論以林節操清峻，欲致之公輔，而林遂稱疾篤。⁽²⁶⁾

顏斐（濟北國）
自太祖迄于咸熙，魏郡太守陳國璽·確·清河太守樂安任燠·

京兆太守濟北顏斐·弘農太守太原令狐邵·濟南相魯國孔

義·或哀矜折獄·或推誠惠愛·或捐身清白·或摘奸發伏·

咸為良二千石。⁽²⁶⁾

『魏略』曰、顏斐字文林，有才學。·斐又清已，仰奉而

已，於是吏民恐其遷轉也。⁽²⁷⁾

滿龍（山陽郡昌邑）

寵不治產業，家無餘財。詔曰、「以明清忠儉約之節焉。」⁽²⁸⁾

田豫（漁陽郡雍奴）

豫清儉約素，賞賜比散之將士。每胡·狄私遺，悉簿藏官，不入家，家常貧匱。·評曰：田豫居身清白，規略明練。⁽²⁹⁾

徐幹（北海郡）

『先賢行狀』曰、幹清玄體道，六行脩備，聰識治聞，

輕官忽祿，不耽世榮。」⁽²⁸⁾

和洽（汝南郡西平）

轉為太常，清資守約，至完田宅以自給。·評曰、和洽清和幹理、⁽²⁸⁾

征東將軍胡質·衛尉田豫皆服職前朝，歷事四世、·、忠清在公，憂國忘私，不營產業，身沒之後，家無餘財，朕

徐邈（燕國薊）

（嘉平）六年，朝廷追思清節之士，詔曰「·故司空徐邈·

和幹理、⁽²⁸⁾

甚嘉之……評曰、徐邈清尚弘通……⁽³⁴⁾

姜維（天水郡冀）

胡質（楚國寿春）
每軍功賞賜、皆散之於衆、無入家者。……嘉平二年薨、家無餘財、惟有賜衣書。⁽³⁵⁾

王基（東萊郡曲城）

晉室踐阼、下詔曰「故司空王基……又治身清素、不營產業、久在重任、家無私積。……」⁽³⁶⁾

董和（南郡枝江）

和躬率以儉、惡衣蔬食、……遷益州太守、其清約如前。⁽³⁷⁾

掌軍清節、亢然恒嘗、譴言惟司、民思其綱。⁽³⁸⁾

劉巴（零陵郡烝陽）

躬履清儉、不治產業、評曰：「劉巴履清尚之節。」⁽³⁹⁾

尚書清尚、勑行整身、抗志存義、味覽典文、倚其高風、好侔古人。⁽⁴⁰⁾

丁覽（山陰郡）

『今稽典錄』曰、「覽字孝連、八歲而孤、家又單微、清身立行、用意不苟、推財從弟、以義讓稱。……」⁽⁴¹⁾

呂岱（広陵郡海陵）

岱清身奉公、所在可述。初在交州、歷年不餉家、妻子飢乏。…評曰：呂岱清恪在公…⁽⁴⁴⁾

是儀（北海郡管陵）

不治產業、不受施惠、為屋舍財足自容。…服不精細、食不重膳、拯贍貧困、家無儲畜。…評曰：儀清恪貞素…⁽⁴⁵⁾

次なる問題は、「清」と認定された人物が何故増加したか、ということになる。史料的制約から、曹魏における「清」の考察に留まること、先に断つておく。

「清」が定着しつつあつた後漢中期、涿郡太守の楊震は、

子孫常蔬食歩行、故旧長者或欲令為開產業、震不肯、曰

『使後世稱為清白吏子孫、以此遺之、不亦厚乎。』⁽⁴⁶⁾

前稿で後漢に於ける認定理由が或る程度明確な「清」認定された人物が十四名であったのに対し、後漢末から三国にかけ

てでは三十名と倍増している。表面的な比較には余り意味がないが、前稿と本稿では対象としている時代が半減しているにも拘わらず、人数が倍増しているということは、この時代に於いて「清」と認定されることが如何に重要な事が窺えよう。

なお、和洽、田豫、徐邈、劉巴の事例では、本伝中に明確に「清」と認定し得る事績があり、それを承けて、陳寿の「評」でも同様の評価をされていることが窺えるため、本伝中で「清」とはされていない苟或や是儀の事例を紹介した。

三 「清」隆盛の背景

と言つたと伝わる。果たせるかな、漢末には楊震の如き「清」たる人材が重用された。後の魏帝国の楚をつくった曹操政権で人材登用に当たっていたのは、自身も「清」とされた崔琰と毛玠であった。彼等が登用する人材は「皆清正之士」であつたため、「由是天下之士莫不以廉節自勵、雖貴寵之臣、輿服不敢過度。」⁽⁴⁷⁾という状態になつた。はじめに触れた『魏略』の記事から窺える如く、曹操も彼等の人材登用の方針が分かつていたのだろう。そして曹操は、毛玠が属している丞相東曹を廢止せんと

した役人たちの建議を拒否して、毛玠の方針に正当性を与える⁽²⁾のである。

しかし、事はそれほど単純なのであろうか。次の史料を見てみよう。

今反謂薄屋者爲高、饕食者爲清、既失天地之性、又開虛
僞之名。

これは、同時代人である仲長統の『昌言』「損益篇」⁽³⁾なる著作の一節である。一節で挙げた如く、粗末な生活をしている者が「清」であるのは明らかであるが、そのような生活をしている者を「清」とするのが「開虛僞之名」とはどう捉えるべきか。

時期は不明ながら、魏帝国で三公を歴任した王朗は、世間で施しを好むと評判を立てた者が実際には貧乏人に賑恤を行つていなことを批難し、自らは施すべき相手から施しをしていた、という⁽⁴⁾。恐らく、自身の性格や行動からは本来乖離しているが、わざと粗末な生活をすることで「清」という認定を受けることで、朝廷もしくは地方軍閥からの人事を有利にしようとした、と捉えることが出来よう。

また、国家から「清節之士」という評価を受けている徐邈について、

或問（盧）欽、「徐公當武帝之時、人以爲通、自在涼州及還京師、人以爲介、何也。」欽答曰、「往者毛孝先・崔季珪等用事、貴清素之士、于時皆變易車服以求名高、而徐公不改其常、故人以爲通。比來天下奢靡、轉相倣效、而徐公雅尚自若、不與俗同、故前日之通、乃今日之介。是世人是無常、而徐公之有常也。」⁽⁵⁾

と、時代によつて他者からの評価が変化していることが窺えるのであるが、毛玠・崔琰が人事を担当していた時代と正始年間（徐邈が涼州から大司農として京師に戻るのが正始元年（二四〇年））とでは人材登用の傾向が一変しており、世人もそれに応じて身の処し方を変えており、興味深い。

漢末に、世人の中には「清」と評価されるべく或る意味自分を偽つて行動する者も現れていて、恐らくそれを毛玠らも認識

していたと考えられるが、それであつても尚「清」を重視しなければならなかつたのは何故だろうか。多田一九九四にも指摘

するように、国家単位での賑恤が機能しなくなつたことに原因が求められるだろう。『後漢書』によれば、本紀に見える賑恤の記事は桓帝・延熹九（一六六）年を最後に見られなくなる。

漢末から三国にかけても、本紀に見えることは少なく、魏では五例（建安二十三（一九八）年・黃初二（二二二）年・同五年・同六年・景初元（二三七）年）、吳でも一（赤烏三（一四〇））年・元興元（二六四）年のみだ。無論、『後漢書』・『三國志』の列伝を繙き、地方官による公的な賑恤を列举すれば事例は増えるが、それでも公的な賑恤が機能していた後漢中期までに比べれば少ない。

前稿でも触れたように、この時代は寒冷化が始まつた時代である。中国の気候に即応させることは危険ではあるが、日本では紀元二四六年から急速に寒冷化が始まつてゐる。中国でも地域によつて三世紀に急速に寒冷化が見られる⁽³²⁾。それに応じるのであろうか、現在ではケッペン気候区分で温暖湿润気候に分類される江南で、黃初六（二二五）年には長江が凍結して軍船を

入れられない事態が発生し⁽³³⁾、赤烏四（二四二）年に大雪の被害に遭つてゐる⁽³⁴⁾。

また、農業技術の觀点から見ても、紀元前に見られた阡陌制から、前漢末の搜粟都尉・趙過の所謂「代田新法」への転換期にあたり、「代田新法」の拡大に伴い牛犁耕が流行する。この牛犁耕をなし得るのは富裕な者に限られるため、貧農層の転落が始まり、そのため戦乱と氣候の寒冷化が相俟つて漢末には多くの貧農が生まれることになつた⁽³⁵⁾。このような時代だからこそ、崔琰や毛玠が「不當產業」に端的に表れる人物たちを多く登用していくのであろう。

さて、桓帝・靈帝期の二度に亘る党錮の禁において、所謂清流派の多くが拘禁・処刑され、この時代から「清」がより重視された、と想定するのが恐らく一般的であろう。そしてそれが、漢末、そして魏晉に繼承されていった、と。ただ、我々が知り得る党錮の禁は劉宋期に范曄が編纂した『後漢書』に拠る所が大きいため、後漢後期の世情を本当に反映しているのか、評価が難しい⁽³⁶⁾。

同時代史料と言ひ得る『東觀漢記』⁽⁵⁾で、「清」評価を受けた人物は、祭肜・耿嵩・馬廖・魏霸・王丹・王良・郭丹・吳良・鄭均・鄧彪・李恂・陳球・蔣遵・高誨・周澤・孫堪・甄宇といふが、殆どの人物が後漢前期の人物であり、党錮以降の人物ではわずかに陳球しかいない。『東觀漢記』は范曄『後漢書』成立以降に散逸していること、また董卓の暴政によつても記事の散逸が起つており、当然の如く旧態を留めていないが、それでもこの偏りは大きい。前稿で指摘したように、後漢前期に「清」を意図的に顕彰していたことの傍証と言えよう。そして、後漢後期には「清」を評価する風潮が下火になつていた可能性すらある。

後漢後期から暫時経過した曹魏文・明帝期における「清」について、興味深い史料が存在する。陶淵明の『集聖賢輔錄』下⁽⁶⁾には、

太尉河南杜喬、字叔榮。太常燉煌張奐、字然明。侍中河内向詡、字甫興。太傅汝南陳蕃、字仲舉。太尉沛國施延、字君子。少府潁川李膺、字元禮。司隸沛國朱寓、字季陵。

太僕潁川杜密、字周甫。大鴻臚潁川韓融、字元長。司空潁川荀爽、字慈明。司空清河房植、字伯武。聘士彭城姜肱、字伯淮。太尉下邳陳球、字伯真。司空山陽王暢、字叔茂。徵士陳留申屠蟠、字子龍。衛尉山陽張儉、字元節。大司農北海鄭玄、字康成。徵士樂安冉瓊、字孟玉。太尉漢中李固、字子堅。有道太原郭泰、字林宗。益州刺史南陽朱穆、字公叔。尚書會稽魏朗、字少英。聘士豫章徐穉、字孺子。度遼將軍安定皇甫規、字威明。

右魏文帝初為丞相魏王所旌表「二十四賢」後、明帝乃述撰其狀。見文帝「令」及「甄表狀」。

とあり、文帝・明帝が後漢後期の人物を顕彰していることが窺える。これについて永田拓治が一連の研究⁽⁷⁾において考察を加えており、永田二〇〇九で文帝期の二十四賢選定は、「魏朝から大きく時代を隔てない後漢後期の人士を選定することで、その先賢が郷里社会で有する影響力を利用し地域の社会秩序の安定をはかると同時に、二十四賢の一族をも取り込むことを目的とした」⁽⁸⁾もの、明帝が二十四賢に状を付したのは「朝廷内で

行われていた「名」を重んじる浮華なる人物評を取り締まり、同時に官僚として「忠」・「清」であるという王朝の理想とする先賢像を明確化⁽⁶⁾するためであつたとする。これは概ね首肯し得る見解である。

ただ、二十四賢の選定については『二國志』中には見えない。そこで顕彰されている二十四名について簡単に考察してみよう。

〔杜喬・李固〕

共に『後漢書』卷六十三に伝がある。所謂清流派の祖、とも言い得る人物で、朝政を壟断していた外戚・梁冀と激しく対立し、桓帝が即位すると共に梁冀に誅殺された。

〔張衡・皇甫規〕

共に『後漢書』卷六十五に伝がある。辺境防衛で名を成したが、学識もあり後年中央に入る。宦官に阿らず、党錮で処罰対象となる官僚を推薦していた。

〔向訥〕

〔李膺・朱寓・杜密・張儉・魏朗〕

『後漢書』では向訥を作り、卷八十一「獨行列伝」に条がある。黄巾の乱にあたり、宦官の張譲に讒訴されて処刑された。ただ、顕彰される理由は、「獨行列伝」からだけでは不明。

〔陳蕃〕

『後漢書』卷八十六に伝がある。外戚竇武と共に反宦官の姿勢を貫いた。だが、建寧元（一六八）年、宦官の反撃に遭い、竇武ともども殺害された。

〔施延〕

『後漢書』に専伝はない。卷六「順帝紀」、卷十五「來歎伝」來歎条、卷四十六「陳寵伝」陳忠条などに名が見える。來歎条によれば、順帝が皇太子を廢立された時に施延は來歎らと無実を主張した。その後、順帝が即位すると陽嘉一（一二四）年に太尉に昇進したが、同四年に選舉不正により罷免された。明帝の付した甄表状によれば「延清公潔白」と評価されている。

朱寓を除き皆、『後漢書』卷六十七「党錮列伝」に条がある。

〔姜肱・申屠蟠・徐穉〕

張儉は第一次党錮の契機となつた人物で、各地に潜伏して難を逃れたが、李膺らは共に獄死した。明帝甄表状によれば李膺は「少履清節」、杜密は「密清高雅達」、張儉は「臨官賞罰、清亮絶俗」と評価されている。

〔韓融・荀爽〕

韓融の父・韓韶、荀爽の父・荀淑は共に『後漢書』卷六十二に伝があり、荀爽は条が付されている。韓融・荀爽共に董卓の徵召には応えたことで知られる。

〔房植〕

『後漢書』に専伝はない。卷六十七「党錮列伝」によれば、共に甘陵出身の房植と周福の対立が党錮の始まりになつたといふ。また、卷六十二「荀淑伝」によれば、房植は杜喬と共に、梁冀を誹る荀淑の対策を取り上げた。明帝甄表状では「植少履清苦」と評価されている。

〔鄭玄〕

〔陳球〕

『後漢書』卷五十六に伝がある。清廉な人物で、富豪層や宦官と対立した。光和二（一七九）年、劉郃・陽球らと宦官の殺害を謀るも露頭して、処刑された⁽⁴²⁾。明帝甄表状に「球清高忠直」と評価されている。

〔王暢〕

『後漢書』卷五十六に父・王瓌の伝があり、王暢の条もある。陳蕃に評価された人物で建寧二（一六九）年に死去。この点、謝承『後漢書』によれば竇武・陳蕃共々宦官に処刑されている⁽⁴³⁾。なお、王暢の孫が、漢末に曹操に仕える王粲である。

共に『後漢書』卷五十三に伝がある。度重なる徵召・辟召に応えず、生涯布衣を貫き通した。徐穉は明帝甄表状で「妙德高偉、清英超世」と評価されている。

『後漢書』卷三十五に伝がある。言わざと知れた大学者であるが、党錮の禁では処分を受けた。曹操に仕えた國淵や崔琰などは鄭玄の下で修学した経験がある。

〔冉謬〕

全く不明である。『後漢書』卷五十六「陳蕃伝」に、「（樂安）郡人周璆、高絜之士。……璆字孟玉、臨濟人、有美名。」とある周璆のことかと思しい。明帝甄表状では「璆體清純之性」と評価されている。

〔郭泰〕

『後漢書』卷六十八に伝がある。家は貧しかつたが学業に精励し、当時河南尹であつた李膺と交遊を結んだ。仕進せず、また人物評価でも極論を避けたため、党錮の禁でも被害に遭わなかつた。

〔朱穆〕

『後漢書』卷四十三に条が付されている。故吏であつた関係

から梁冀の暴虐を諫め、その後權力を握つた宦官とも激しく対立した、剛直の士であつた。

官歴が絶無またはほぼ皆無である徵士五名と事績不明の冉謬を除いた十八名は、殆どが外戚梁冀や梁冀殺害後に実權を握つた宦官勢力とは激しく対立している人物である。また、評価が難しい韓融・荀爽は、荀彧や陳羣といった魏の中枢人物と深い関係が窺える人物だ。

さらに、陳蕃・王暢・朱穆は『後漢書』で、また陳球は『東觀漢記』で「清」との評価を受けている人物でもある。明帝甄表状で「清」評価された人物も多い。文帝の「令」が何時出されたものか審らかではないため安易なことは言えないが、ここに顕彰された人物を見ると、まさに曹操時代に人事を担当した崔琰・毛玠と同類の人物といえ、また彼等が率先して登用しようとしていた人物像にも合致するのではないかろうか。

おわりに

前節の考察、即ち漢末の曹操政権において崔琰・毛玠が人材登用を担当し、彼等の重視する人柄が「清」であり、それによつて漢末に再び「清」が隆盛した。その方向性は、文帝期の「令」による「二十四賢の選定」、さらに明帝期の甄表状で固定化された。ただ、官僚側は兎も角、皇帝権力はこの傾向に無条件に賛成をした訳でもない。

云う迄もなく、曹操により荀彧・崔琰・毛玠等が、文帝により鮑勛等がページされており、明帝は陳羣らに対抗すべく中書の地位にある劉放・孫資を重用するに至つた⁽⁵⁴⁾。ページされた人物が、皮肉にも「二十四賢」として称揚されている、かの党錮の禁で非業の死を遂げた直言を厭わぬ李膺や陳蕃と同じく、権力に対しても阿らず自らの主張を上げない様は、皇帝からすれば一種脅威に映るであろう。まさに岡村が指摘する如く、「清」は依怙地なのである。また、「清」と認定されるべく行動様式を表面上改めれば、どのような人物でも登用される可能性があり、官僚側が党派を組む危険性も皇帝からは感じ取られたのだ

ろう。

逆に、正始年間に十年ほど皇族の曹爽が政権に就くと、司馬懿に対抗すべく明帝時代に浮華と見なされて免官された人物の多くが返り咲いている⁽⁵⁵⁾。それ故、「清」が一時的にせよ重視されなくなつたのであろう。先に触れたように、徐邈が「介」と評価されることになるのだ。結局、正始の政変で司馬懿が返り咲き、司馬懿のもとには多くの知識人が集まっていることから、続く晋に入つても「清」は重要視されていくことになる。

【参考文献】（姓アイウエオ順）

- ・安部聰一郎「党錮の「名士」再考—貴族制成立過程の再検討のために—」（『史學雑誌』一一一—一〇、一〇〇一年）
- ・石井仁・田中靖彦・中本圭亮「漢六朝期の人名に関する覚え書き」（『駒沢史学』九一、二〇一八年）
- ・伊藤敏雄「正始の政変をめぐって」（『中国史における乱の構図』、雄山閣、一九八六年）
- ・上田早苗「貴族的官制の成立—清官の由来とその性格—」（『中國中世史研究』東海大学出版会 一九七〇年）

- ・岡村繁「後漢末期の評論的氣風について」（『名古屋大学文学部研究論集』二三・文学八、一九六〇年）
 - ・加藤徹「後漢における「清」の隆盛について」（『中央大学杉並高等学校紀要』二七、二〇一八年）
 - ・佐藤達郎「曹魏文・明帝期の政界と名族層の動向―陳羣・司馬懿を中心にして」（『東洋史研究』五十一、一九九三年）
 - ・鈴木秀夫「気候変化と人間―一万年の歴史―」（大明堂二〇〇一年）
 - ・永田拓治「先賢伝」「耆旧伝」の歴史的性格―漢晋時期の人物と地域の叙述と社会―」（『中国―社会と文化』二十一号、二〇〇六年）
 - ・永田拓治「『状』と『先賢伝』『耆旧伝』の編纂―郡国書から『海内書』へ」（『東洋学報』九一―三、二〇〇九年）
 - ・永田拓治「漢晋期における『家伝』の流行と先賢」（『東洋学報』九四一二、二〇一二年）
 - ・中本圭亮「光和二年の政変について―後漢靈帝期政治史試論」（『駒沢史学』九一、二〇一八年）
 - ・葭森健介「魏晉革命前夜の政界―曹爽政權と州大中正設置問題」
- （『文學雑誌』九五一、一九八六年）
- ・渡辺信一郎「中国古代社会論」（青木書店、一九八六年）
 - ・『中國古代國家の思想構造』校倉書房一九九四a 初出「仁孝」あるいは「～七世紀中國における一イデオロギー形態と國家」
（『史林』六一―二、一九七八年）
 - ・渡辺信一郎「清―六朝隋唐国家の社会編成論」（同著『中国古代国家の思想構造』校倉書房一九九四b 初出「清―あるいは二～七世紀中國における一イデオロギー形態と國家」（『京都府立大學學術報告』人文三一、一九七九年））
- [注]
- (1) 『魏志』卷九「諸夏侯曹伝」、「曹真伝」附伝曹爽条、注引『魏略』に「丁諭、字彥靖。父斐、字文侯。初、斐隨太祖、太祖以斐鄉里、特饒愛之。斐性好貨、數請求犯法、輒得原宥。」太祖笑、顧謂左右曰：『東曹毛掾數自此家、欲令我重治、我非不知此人不清、良有以也。我之有斐、譬如人家有盜狗而善捕鼠、盜雖有小損、而完我囊貯。』」なお、現在

の中国史系の論文では、白文に書き下し文を添える、若し

くは白文に現代語訳を添えるのが一般的ではあるが、紀要
という紙幅の関係もあるので、加藤一〇一八と同様に今後
は白文のみを掲出する由、『海容賜りたい。

(2) 加藤一〇一八。以下、前稿と称する。

(3) 名士については渡邊義浩が独自の「名士」論を展開する。

ここに述べた名士は、史料用語として捉えて頂きたい。

(4) 上田一九七〇、一〇四頁。

(5) 岡村一九六〇、一二二頁（通巻八八頁）。

(6) 同上。

(7) 岡村一九六〇、一二三頁（通巻八九頁）。

(8) 『魏志』卷六 董二袁劉伝、「劉表伝」の注。

(9) 『魏志』卷二十三「和常楊杜趙裴伝」、「裴潛伝」の注。

(10) 『魏志』卷七「呂布臧洪伝」、「呂布伝」の注。

(11) 『魏志』卷八「公孫陶四張伝」、「公孫瓊伝」の注。尚劉

虞は『後漢書』卷七十三・列伝六十三に立伝されており、

そこには「虞雖爲上公、人性節約、敝衣繩履、食無兼肉、

遠近豪俊夙僭奢者、莫不改操而歸心焉。」とある。

(12) 『魏志』卷九「諸夏侯曹伝」、「夏侯惇伝」。

(13) 『魏志』卷九「諸夏侯曹伝」、「夏侯尚伝」附伝夏侯玄条。な

お、李豐の本貫については、『魏志』卷二十三「和常楊杜趙裴伝」、「裴潛伝」注引『魏略』に李豐の父である李義の記述から判断した。

(14) 『魏志』卷十「荀彧荀攸賈詡伝」、「荀彧伝」。

(15) 『魏志』卷十一「袁張涼國王邴管伝」、「袁渙伝」。

(16) 『魏志』卷十一「袁張涼國王邴管伝」、「王脩伝」注引『孔融集』。

(17) 『魏志』卷十一「袁張涼國王邴管伝」、「王脩伝」。

(18) 『魏志』卷十一「袁張涼國王邴管伝」、「管寧伝」。

(19) 『魏志』卷十一「袁張涼國王邴管伝」、「管寧伝」注引『傅子』。

(20) 『魏志』卷十二「崔毛徐何邢鮑司馬伝」、「毛玠伝」。

(21) 『魏志』卷十二「崔毛徐何邢鮑司馬伝」、「鮑勛伝」注。

(22) 『魏志』卷十二「崔毛徐何邢鮑司馬伝」、「鮑勛伝」。

(23) 『魏志』卷十三「鍾繇華歆王朗伝」、「華歆伝」。

(24) 『魏志』卷十六「任蘇杜鄭倉伝」、「杜畿伝」附伝杜恕條注引『魏略』。

- (25) 『魏志』卷十六 「任蘇杜鄭倉伝」、「鄭渾伝」。
- (26) 『魏志』卷十六 「任蘇杜鄭倉伝」、「倉慈伝」。
- (27) 『魏志』卷十六 「任蘇杜鄭倉伝」、「倉慈伝」注。
- (28) 『魏志』卷二十一 「王衛」劉傳伝」、「王粲伝」注。
- (29) 『魏志』卷二十三 「和常楊杜趙裴伝」、「和洽伝」。
- (30) 『魏志』卷二十三 「和常楊杜趙裴伝」、「常林伝」。
- (31) 『魏志』卷二十三 「和常楊杜趙裴伝」、「常林伝」注。
- (32) 『魏志』卷二十六 「滿田牽郭伝」、「滿寵伝」。
- (33) 『魏志』卷二十六 「滿田牽郭伝」、「田豫伝」。
- (34) 『魏志』卷二十七 「徐胡」王伝」、「徐邈伝」。
- (35) 『魏志』卷二十七 「徐胡」王伝」、「胡質伝」。
- (36) 『魏志』卷二十七 「徐胡」王伝」、「王基伝」。
- (37) 『蜀志』卷九 「董劉馬陳董呂伝」、「董和伝」。
- (38) 『蜀志』卷十五 「鄧張宗楊伝」、「楊戲伝」に引く『季漢輔臣贊』、贊董幼宰条。
- (39) 『蜀志』卷九 「董劉馬陳董呂伝」、「劉巴伝」。
- (40) 『蜀志』卷十五 「鄧張宗楊伝」、「楊戲伝」に引く『季漢輔臣贊』、贊劉子初条。
- (41) 『蜀志』卷十四 「蔣琬費禕姜維伝」、「姜維伝」。
- (42) 『蜀志』卷十五 「鄧張宗楊伝」、「鄧芝伝」。
- (43) 『吳志』卷十二 「虞陸張駱陸吾朱伝」、「虞翻伝」注。
- (44) 『吳志』卷十五 「賀全呂周鍾離伝」、「呂岱伝」。
- (45) 『吳志』卷十七 「是儀胡綜伝」、「是儀伝」。
- (46) 『後漢書』卷五十四、「楊震伝」。
- (47) 共に『魏志』卷十二 「崔毛徐何邢鮑司馬伝」、「毛玠伝」。
- (48) 『魏志』卷十二 「崔毛徐何邢鮑司馬伝」、「毛玠伝」に、「軍還鄭、議所并省。玠請謁不行、時人憚之、咸欲省東曹。乃共白曰『舊西曹為上、東曹為次、宜省東曹。』太祖知其情令曰『日出於東、月盛於東、凡人言方、亦復先東、何以省東曹?』遂省西曹。」
- (49) 『後漢書』卷四十九 「王充王符仲長統伝」、「仲長統伝」。なお、仲長統は『魏志』卷二十一 「王衛」劉傳伝」・「劉劭伝」注によれば二〇〇年に四十余歳で、『後漢書』列伝によれば同年に四十一歳で亡くなっている。生年は光和年間（一七八～一八四）と推定し得るだろう。また、荀彧の推舉に応じてゐるため、これが曹操政権での傾向である可能性もある。

るだろう。

(50) 『魏志』卷十三「鍾繇華歆王朗伝」、『王朗伝』注引『魏書』

に「朗高才博雅、而性嚴整慷慨、多威儀、恭儉節約、自婚姻中表禮贊無所受。常譏世俗有好施之名、而不卽窮賤、故

用財以周急為先。」

(51) 『魏志』卷二十七「徐胡」「王伝」、「徐邈伝」。なお、第二節

で引用した史料から明らかに如く、田豫・徐邈・胡質についての「清」認定は、朝廷からの公的な認定であることが分かる唯一の事例である。徐邈らは公的に「清節」とされ、恐らくその理由が詔中にある「不營產業、身沒之後、家無餘財」なのだろう。『三國志』中に「家無餘財」ではあるが「清」とされない者として少なくとも陸遜・朱桓を挙げる」とが可能で、「家無餘財」が直ちに「清」とはならないので

はあろうが、「清」とされる重要な要素となつていたことは、この詔が傍証にはなるのではなかろうか。と同時にこの顕

彰が嘉平六年になされたことも指摘しなければならない。

嘉平六年は二月に李豐・張緝・夏侯玄のクーデターが発覚し誅殺され、この事件をうけ三月には張皇后が廢立されて

いる。加えて九月には司馬師により皇帝・曹芳の廢立が行

われたのである。徐邈らの顯彰がどのタイミングでなされたかは不明であるが、司馬師が人心の掌握を図つたとも考えられるのだろう。記して後考を待ちたい。

(52) 鈴木一〇〇〇、一五〇～一五三頁、一五九～一六一頁。

(53) 『魏志』卷二、「文帝紀」。

(54) 『呉志』卷二、「呉主伝」。

(55) 渡辺一九八六、殊に第二章「阡陌制論」（初出は同名タイトルで『東洋史研究』四三四、一九八五）・第四章「2世紀から7世紀に至る大土地所有と経営」（初出は『漢六朝期における大土地所有と經營』、『東洋史研究』三三十一、二、一九七四）。

(56) 例えば安部一〇〇一を参照。

(57) 『東觀漢記校注』（中華書局・中国史学基本典籍叢刊、一〇〇八）に依拠した。

(58) 石井他一〇一八によれば、近年では陶淵明の真作と見られている。尚、『集聖賢羣輔錄』については、中本圭亮氏にご教示を賜つた。ここに謝意を表したい。

(59) 永田一〇〇六、永田一〇〇九、永田一〇一一。

(60) 永田一〇〇九、一八〇一九頁（通卷三一〇～三二一頁）。

(61) 永田一〇〇九、二二頁（通卷三三三頁）。

(62) 所謂光和二年の政変については中本一〇一八参照。

(63) 『後漢書』卷二十七「袁張」王杜郭吳承鄭趙列傳、「趙鼎伝」

注引謝承『後漢書』に「靈帝即位、典與竇武・王暢・陳蕃等謀共誅中常侍賈節・侯覽・趙忠等、皆下獄自殺。」とある。

(64) 文帝・明帝期における陳羣ら知識人と皇帝権力の対立については、佐藤一九九三が詳細に検討を加えている。

(65) 曹爽政權については、伊藤一九八六や葭森一九八六年などがある。

ある。

〔附記〕今回の拙稿作成につき、前稿と同様、中本圭亮氏（駒澤

大学非常勤講師）に御指導・御助言を賜つた。深甚の感謝を申し上げて擗筆する。